

◎新潟県告示第847号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、村上市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和6年8月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月2日（月）	午前10時から正午まで	神林農村環境改善センター	村上市全域
9月3日（火）	午後1時から3時まで		
9月4日（水）	午後1時から4時まで	村上体育館	
9月5日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
9月6日（金）	午前9時から正午まで 午後1時から3時まで		
9月9日（月）	午後1時から4時まで		
9月10日（火）	午前9時から正午まで		
9月11日（水）	午後1時から4時まで		
9月12日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	村上市朝日支所	
9月13日（金）	午前9時から正午まで 午後1時から2時30分まで	さんぼく会館	
9月17日（火）	午後1時から4時まで	新潟漁業協同組合山北支所	
9月18日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
9月19日（木）	午前9時から正午まで		
9月20日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時まで	村上市荒川支所	
9月24日から令和7年3月14日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会